

生活支援制度のご案内

刈谷市では、生活にお困りの方の経済的な自立に向けた様々な支援制度を用意しています。ご利用を希望される場合には、お気軽にご相談ください。



問合せ先 刈谷市役所 生活福祉課 ☎0566-62-1038

刈谷市生活の福祉



※ この案内は令和5年4月1日現在の情報に基づいて作成しています。
※ QRコードはデンソーウェーブの商標登録です。

自立相談支援

支援員がお困りの内容をお聞きし、解決のためにどういった支援が必要か、ご本人とともに考え、問題解決に向けた具体的なプランを作成します。

仕事に就くことが可能な方は、ハローワークと連携した就労支援を行います。

就労支援の主なもの

- ・生活全般及び就労に係るご相談に応じます。
- ・ハローワーク等就労あっせん機関との連絡調整を行います。
- ・ハローワーク等就労あっせん機関への相談者との同行訪問支援を行います。
- ・求職活動のための指導及び面接訓練などの支援を行います。
- ・一般就労が困難な方へ認定就労訓練事業の利用のあっせんを行います。
- ・事業所から市役所に寄せられた求人情報を案内します。

問合せ・申込先 刈谷市役所 生活福祉課 生活支援係

就労準備支援

「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由ですぐに職に就くことが難しい方に対し、プログラムに沿って、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。

支援内容

- ・日常生活に関する支援 生活習慣形成のための指導・訓練
- ・社会自立に関する支援 就労の前段階としての必要な社会的能力の習得
- ・就労自立に関する支援 一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援など

問合せ・申込先 刈谷市役所 生活福祉課 生活支援係

家計改善支援

自立に向けては、就労による安定した収入とともに、家計の見直しによる支出の削減も大事な取組です。家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎなど、家計改善支援員が早期の生活再生を支援します。

主な支援内容

- ・月の支出状況を把握し改善の助言を行う家計管理に関する支援
- ・滞納(家賃・税金・公共料金)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援

問合せ・申込先 刈谷市役所 生活福祉課 生活支援係

一時生活支援

一定の住居を持たず、経済的にもお困りで、就労等により自立を目指す方に対し、一定期間、宿泊場所や食事の提供を行います。

支給には要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

問合せ・申込先 刈谷市役所 生活福祉課 生活支援係

住居確保給付金(※ 家賃の支援)

離職・廃業から2年以内の方や、個人の責に帰すべき理由や都合によらない休業等で収入が減少して離職・廃業と同程度の状況にある方で、住居を失った又は失うおそれのある方を対象として、求職活動を行うことを条件に、原則3か月を限度に家賃額の全額又は一部を基準の範囲で支給し、安定した求職活動を行えるよう支援します。

支給対象要件 主な要件は次のとおりです。

- ・世帯の生計維持者で、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行うこと
- ・同一世帯員の月収の合計額が、所定の基準額以下であること。
- ・同一世帯員の預貯金及び現金の合計額が、所定の資産要件金額以下であること。

支給金額

- ・月収が基準額以下の場合：家賃額 ※支給上限あり
- ・月収が基準額を超える場合：家賃額 - (月収 - 基準額) ※支給上限あり

【基準額】 単身：81,000円 2人世帯：124,000円 3人世帯：159,000円 4人世帯：197,000円

【支給上限額】 単身：37,000円 2人世帯：44,000円 3人世帯：48,100円 4人世帯：48,100円

※5人以上の世帯はお問い合わせください。

問合せ・申請先 刈谷市役所 生活福祉課 生活支援係

子どもの学習支援

生活保護世帯を含む生活にお困りの世帯の子どもとその保護者に対して、学習支援をはじめ、家庭や学校を訪問し生活習慣の改善等を支援します。

学習支援教室

- ・開催日時 毎週土曜日 14:00～16:00 ※年44回。都合のつく時間で参加できます。
- ・開催場所 刈谷市中央図書館 3階 会議室2・3
- ・対象者 生活にお困りの世帯の小学5年生～中学3年生

※生活保護世帯、住民税非課税世帯、自立相談支援を受ける世帯など

※定員枠により参加いただけない場合があります。

問合せ・申込先 刈谷市役所 生活福祉課 生活支援係

食料支援

自立相談支援に申込み、自立に向けての活動を行っているが、食料支援を必要とする世帯に対し、フードバンクと連携し、3回を限度として、1回に3週間分程度の食料を自宅にお届けします。

問合せ・申込先 刈谷市役所 生活福祉課 生活支援係

生理用品の無償配布

生理用品を買うことができない「生理の貧困」の対策として、生活にお困りの方へ向け支援制度の案内の配布とともに、生理用品を無償配布しています。

配布場所 刈谷市役所生活福祉課窓口、富士松支所窓口

問合せ先 刈谷市役所 生活福祉課 生活支援係

生活保護

生活保護は、生活保護法により国が生活に困窮する人に、その程度に応じて必要な金銭または現物を支給し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

生活保護では、利用できる資産や自分の持っている能力、そのほか親、子、兄弟姉妹などの親族による援助を生活の維持のために最大限に活用してもなお生活に困窮する場合、その世帯の最低生活費と収入を比較し、足りない分が補われます。そのため、生活保護を受給した際には自動車の所有や使用が制限されるなどの一定のルールを守っていただく必要があります。

資産の活用

預貯金、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず自分たちの生活のために処分などして活用できるものは活用することが要件となります。※現在お住まいの住宅や自動車、生命保険など、一定の条件のもと保有が認められています。

能力の活用

働く能力がある方は、その能力に応じて働く（働いていない場合は、働くための最善の努力をする）ことが必要です。

問合せ・申請先 刈谷市役所 生活福祉課 生活保護係

生活福祉資金の貸付 ※社会福祉協議会の事業

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉の貸付制度です。

また、資金の貸付による経済的な援助に併せて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

なお、総合支援資金及び緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

貸付に関する詳細は、刈谷市社会福祉協議会へお問い合わせください。

資金の種類

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金（教育支援費、就学支援費）
- ・不動産担保型生活資金

刈谷市社会福祉協議会



問合せ・申込先 刈谷市社会福祉協議会 生活福祉課 ☎0566-23-1600

相談(支援)機関の紹介

「債務の返済に困っている。」、「事業所から突然に解雇と言われた。」、「事業所が給料を払ってくれない。」、「アパートを退去するように急に求められた。」など、自立に向けての様々な難しい問題に対し、解決するために必要となる専門家による相談(支援)が受けられる機関を案内します。

主な案内機関等

- ・法律相談(法テラス三河 ※岡崎市)
- ・法律相談(市役所くらし安心課)
- ・労働相談(西三河県民相談室 ※岡崎市)
- ・刈谷総合労働相談コーナー(刈谷労働基準監督署)
- ・消費生活相談(西三河県民相談室 ※岡崎市)
- ・刈谷市消費生活センター(市役所くらし安心課)